

中国における5年超遡及追徴課税の事案

August 2024

In brief

近年、中国で5年より前の取引に関する税務調査や追徴課税の事案が公表され、社会的な注目を集めています。これについて、中国国家税務総局の担当者は、特定の業界を狙った全国的な税務調査を行っているわけではなく、20年や30年前に遡ることを指示していないと述べました。最近の追徴課税は、企業の過去の未払税金に対する通常の督促などによるものであると説明しています。

本ニュースレターでは、公開されている過去5年より前の取引に対する追徴課税の事案を紹介しつつ、中国税法上の追徴課税期間関連規定について解説します。

In detail

1. 過去5年より前に遡った追徴課税の事案

中国税務当局ウェブサイトおよび上場会社の公告などで公開された、過去5年より前の追徴課税の主な事案は、以下のとおりです。

	事案①	事案②	事案③	事案④
(1) 追徴時期	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年6月
(2) 所属地域	広東省	浙江省	青海省	湖北省
(3) 対象企業	A社	B社	C社	D社
(4) 遅及追徴課税概要	惠州市税務局第1調査局が調査した結果、2000年8月9日～2008年12月31日における租税回避による未納付税額を追徴しました。	杭州市税務局第3調査局が調査した結果、2014年1月～2021年6月における租税回避による未納付税額を追徴しました。	青海省税務局調査局が調査した結果、2004年1月1日～2014年12月31日における企業所得税、增值税、都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加を追徴しました。	枝江市税務局開発区分局が調査した結果、期限までに1994年1月1日～2009年10月31日における消費税等を納付しなかつたため、消費税、都市維持建設税および教育費附加を追徴しました。

(5) 追徴税額・ 延滞金など	<ul style="list-style-type: none"> 追徴税額: 53,049 千元 延滞金: 不明 	<ul style="list-style-type: none"> 追徴税額: 213,909 千元 延滞金: 不明 罰金: 148,665 千元 	<ul style="list-style-type: none"> 追徴税額: 55,579 千元 延滞金: 132,380 千元 	<ul style="list-style-type: none"> 追徴税額: 85,002 千元 延滞金: 不明
(6) 遷及年数	24 年	10 年	20 年	30 年

2. 中国税法上の徴税遡及期間関連規定

中国税収徴収管理法とその実施細則によると、税務当局の責任の有無などに応じて、税金の追徴期間は、3年、5年および無期限(すなわち5年超)と定められています。無期限追徴が適用されるか否かは、納税者による脱税、納税拒否、税額詐取を行ったかどうかによって判断されます。また、移転価格調査やその他特別納税調整に関しては、中国企業所得税法で遡及期間が別途定められており、その期間は最長で10年です。

税務当局の責任により、未納または過少納付税金が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 3年(延滞金なし)
納税者の責任により、未納または過少納付税金が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 未納付税額が10万元未満の場合: 3年(延滞金あり※1) 未納付税額が10万元以上の場合: 5年(延滞金あり※1)
脱税、納税拒否、税額詐取により、未納付税額が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 無期限(延滞金あり※1)
移転価格調査およびその他特別納税調整	<ul style="list-style-type: none"> 10年(延滞利息あり※2)

※1 延滞金は、未納付税額に、税金を滞納した日から実際の納付日までの期間に対応する利率(日歩0.05%)を乗じて算出されます。当該期間が長くなるほど延滞金も多額になります。また、脱税行為などと認定される場合には別途罰金(未納付税額に50%~500%を乗じて算出)の支払義務が生じます。

※2 延滞利息は、未納付税額に、追徴期間に対応する中国人民銀行が公布する一定の人民元貸付基準利率に5%を加えた合計利率を乗じて算出されます。

The takeaway

事案のように、税務に関する過去の処理が、脱税や納税の拒否、税額の詐取にあたる場合、その更正に関する期限に制限がなくなり、予想外に過去に遡って税金が追加で課され、多額の延滞金等が生じることがあります。2024年に上海と北京で試験的に導入されている税務事前裁定制度が将来的には全国で展開されると見込まれているため、重大な税務リスクを先送りにしないように、この制度を利用することも一案といえます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

ディレクター

佐々木 敏子

シニア マネージャー

丁 琪忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

北京事務所

パートナー

山崎 学

上海事務所

パートナー

渕澤 高明

上海事務所

シニア マネージャー

松島 伸帆

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.